

文京区障害者差別解消支援地域協議会について

1 目的

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、地域における障害者差別に関する情報等を共有し、障害者差別を解消するための取組みを効果的かつ円滑に行うことを目的として、文京区障害者差別解消支援地域協議会を設置する。

2 所掌事項

- (1) 複数の機関等によって紛争の防止や解決を図る事案の共有
- (2) 関係機関等が対応した相談に係る事例の共有
- (3) 障害者差別に関する相談体制の整備
- (4) 障害者差別の解消に資する取組の共有・分析
- (5) 構成機関等におけるあっせん・調整等の様々な取組による紛争解決の後押し
- (6) 障害特性の理解のための研修・啓発、障害者差別の解消に資する取組の周知・発信

3 構成員

障害当事者(家族含む) 4 人、区内民間事業所 4 人、障害福祉サービス事業者 2 人、学識経験者等専門的知識を有する方 5 人、地域の関係団体 3 人、障害福祉に関係する機関 2 人、区の関係する部長 4 人 計 24 人

4 スケジュール

平成 29 年 3 月 6 日 平成 28 年度文京区障害者差別解消支援地域協議会

*平成 29 年度以後は、当面、年 2 回を目途に開催する。

5 他区での設置状況 (平成 28 年 10 月 1 日現在)

設置済み	設置予定		未定	計
	計	28 年度		
13 区	7 区	5 区	2 区	22 区

※内閣府調査